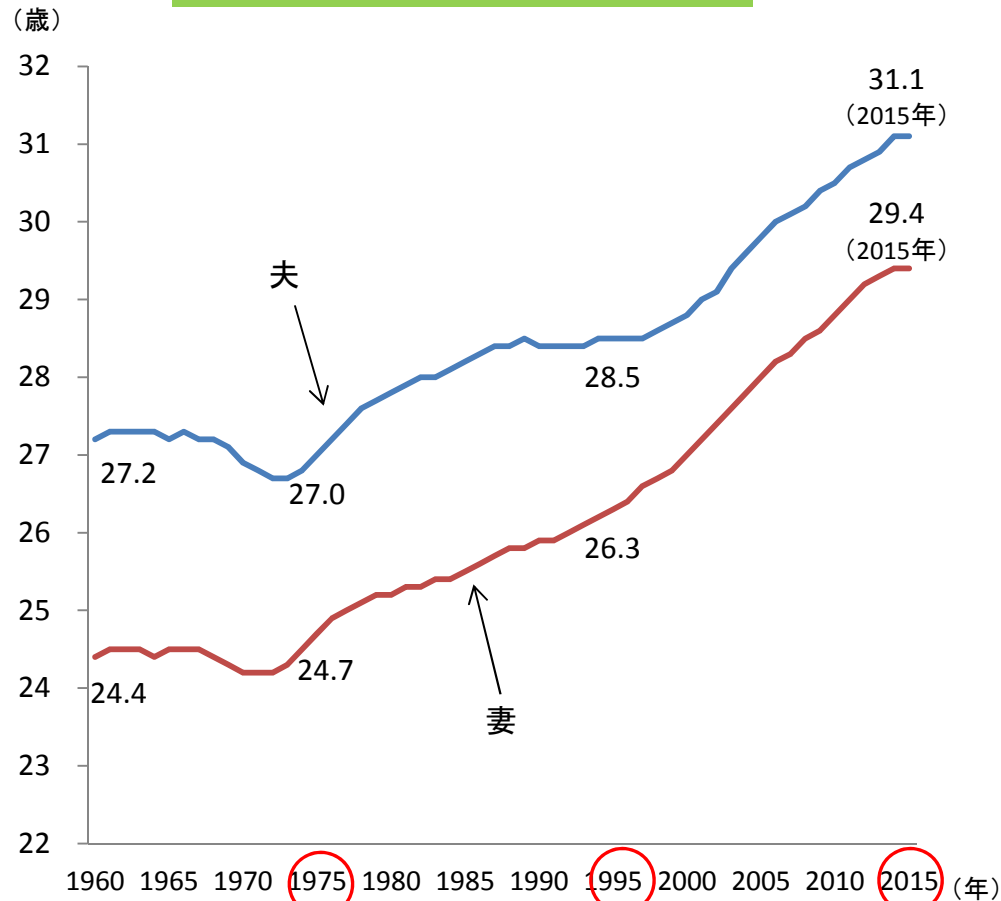


平均初婚年齢、平均出会い年齢及び交際期間の推移

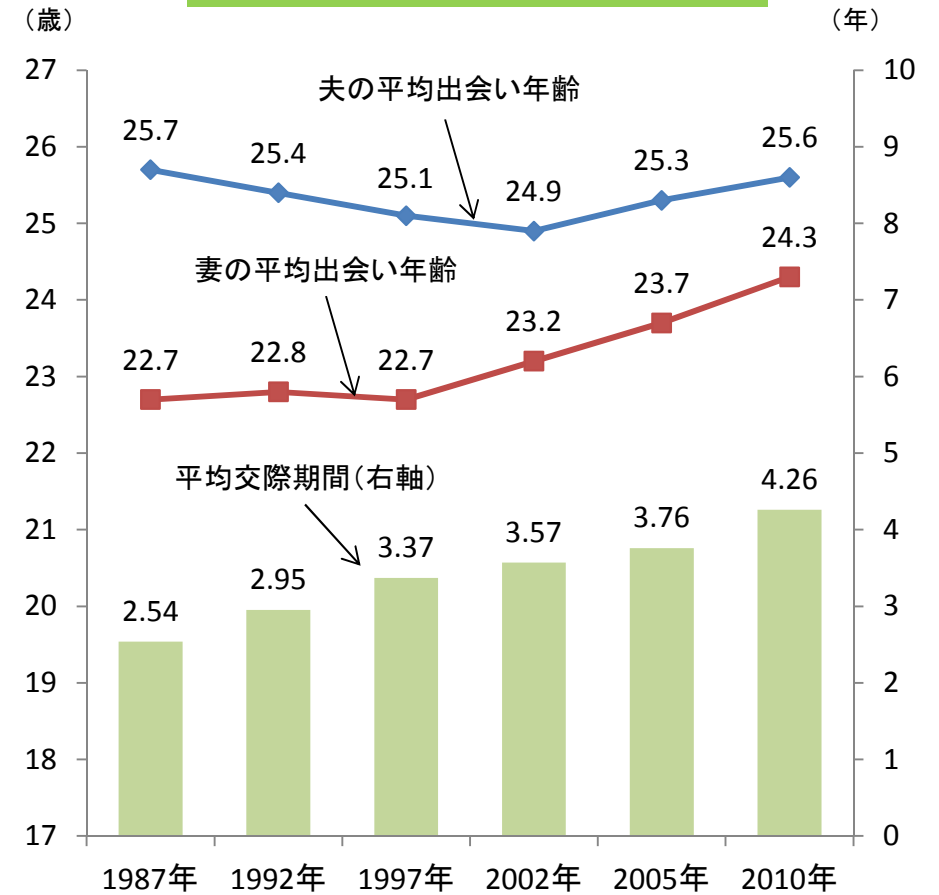
- 平均初婚年齢は、1970年代以降、夫・妻ともに上昇傾向にあるが、1990年代半ば以降、その上昇ペースは速まっている。
- 男女の平均出会い年齢は主に女性で上昇しており、平均交際期間も伸びている。

平均初婚年齢の推移



(出所)厚生労働省「人口動態調査」

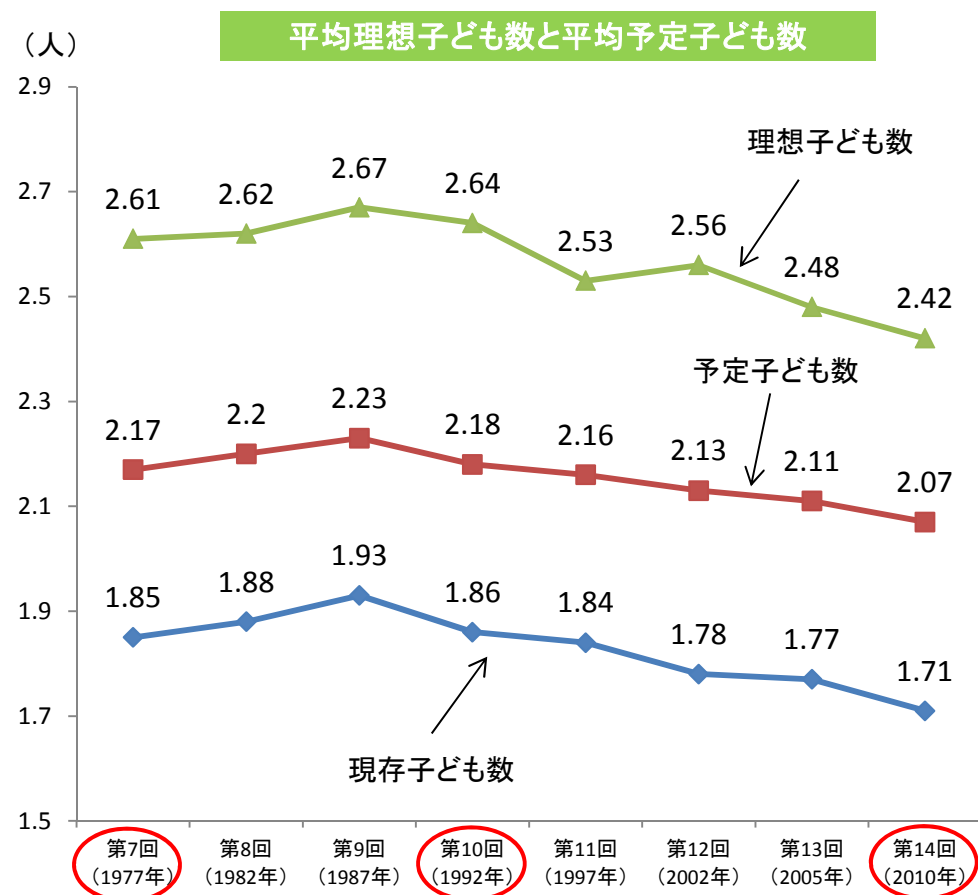
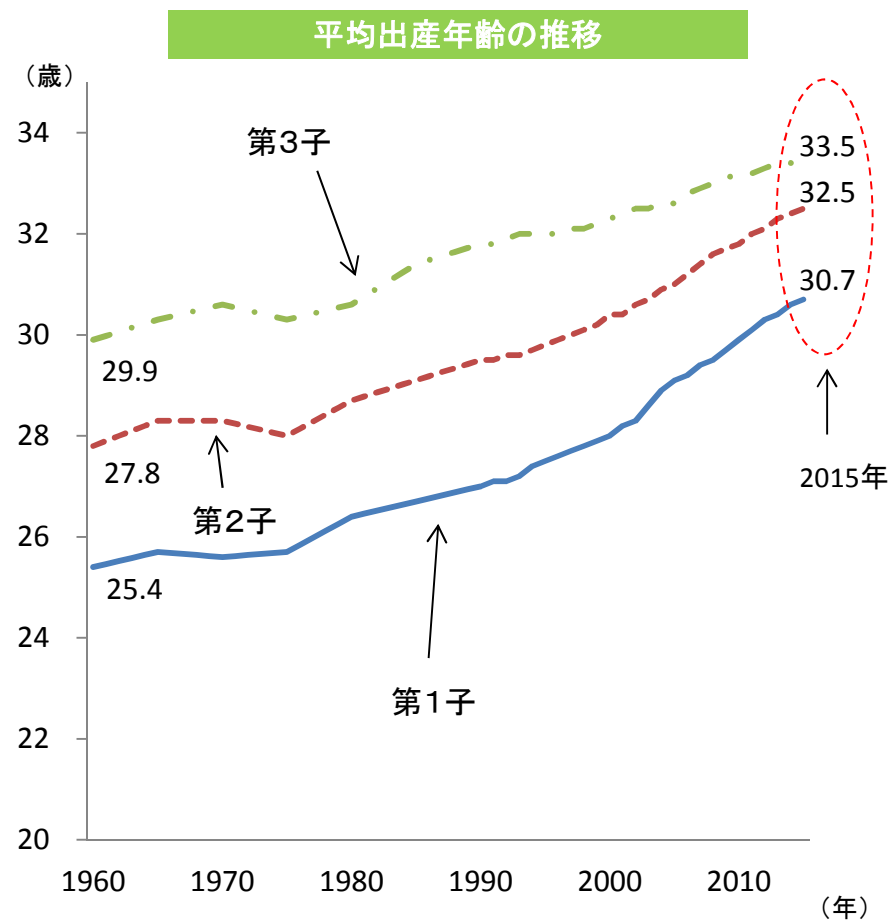
平均出会い年齢と交際期間



(出所)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

平均出産年齢と平均理想子ども数の推移

- 平均出産年齢は、1970年代以降上昇傾向にあり、特に、第1子の平均出産年齢は、近年、晩産化のペースが速まっている。
- 1970年代から現在に至るまで、夫婦の理想とする子ども数、予定する子どもの数は2人以上で推移。一方、実際の子どもの数は2人未満で推移しており、希望と現実乖離が見られる。なお、1990年代以降は、理想子ども数、予定子ども数、現存子ども数いずれも低下傾向。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」
 (注1) 対象は、妻の年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。
 (注2) 予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和として算出。総数には結婚持続期間不詳含む。各調査の年は調査を実施した年である。

家族類型別世帯数の推移

○ 1985年までは、「夫婦と子供世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「一人世帯」「夫婦のみの世帯」などの割合が増加。2010年には、「一人世帯」が「夫婦と子供世帯」を抜いて、世帯数の最も多い類型となった。

- ・ 夫婦と子供世帯 【1970年→2010年】: 41.2%→27.9%(▲13.3%ポイント)
- ・ 一人世帯 【1970年→2010年】: 20.3%→32.4%(+12.1%ポイント)
- ・ 夫婦のみの世帯 【1970年→2010年】: 9.8%→19.8%(+10.0%ポイント)



(出所) 2010(平成22)年までは総務省「国勢調査」、2020(平成32)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

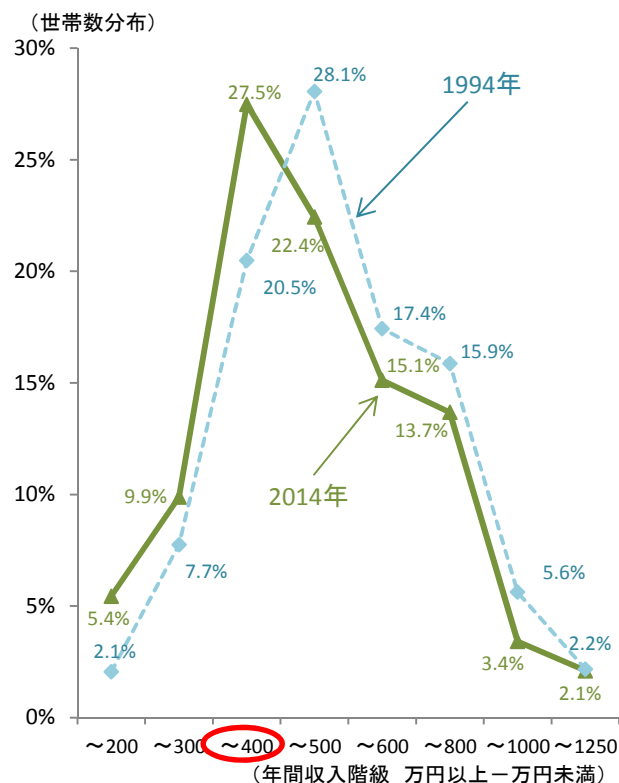
(注1) 世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注2) 一人世帯とは、上記の調査・推計における単独世帯を指す。1970年～1980年、2020年の一人世帯は65歳以上一人世帯も含む。

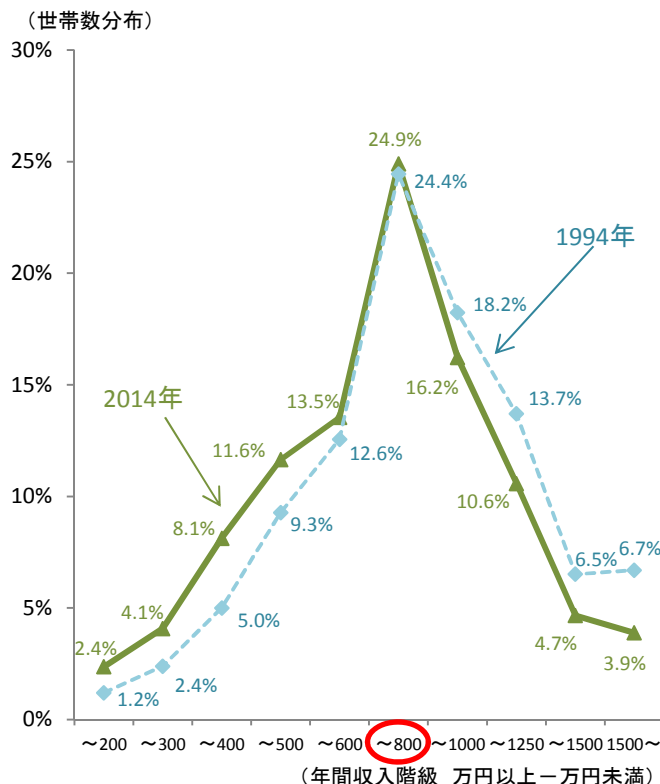
年間収入階級別 世帯数分布(二人以上の世帯)(1994年→2014年)

- 若年世帯の年間収入の最頻値は400～500万円から300～400万円に変化。400万円未満の割合が増加し、400万円以上の割合が減少。
- 壮年世帯の年間収入の最頻値は600～800万円に変化なし。500万円未満の割合が増加し、800万円以上の割合が減少。
- 高齢者世帯の年間収入の最頻値は300～400万円に変化なし。200～500万円の割合が増加し、500万円以上の割合が減少。

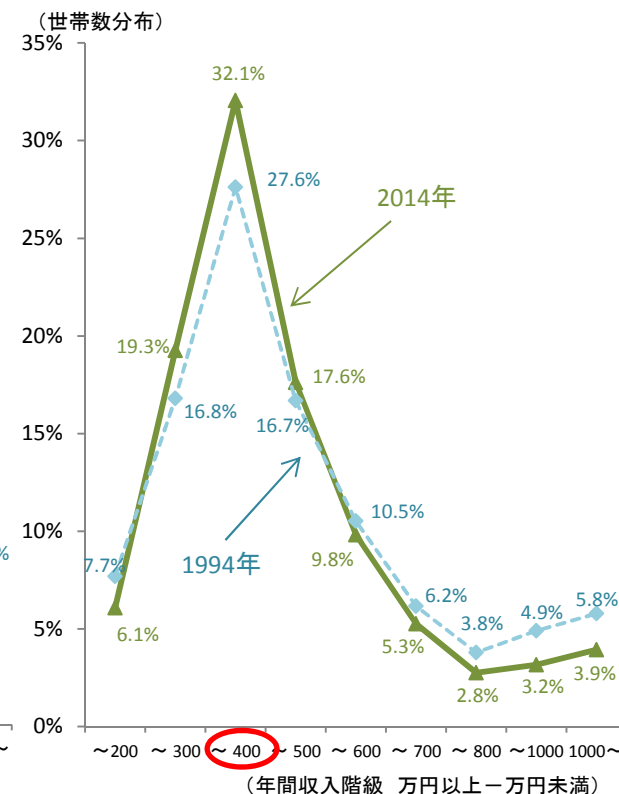
若年世帯(二人以上の世帯)



壮年世帯(二人以上の世帯)



高齢者世帯(高齢者夫婦世帯)



(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注1)若年世帯は「二人以上の世帯(世帯主の年齢が30歳未満)」。

(注2)壮年世帯は「二人以上の世帯(世帯主の年齢が30～59歳)」。

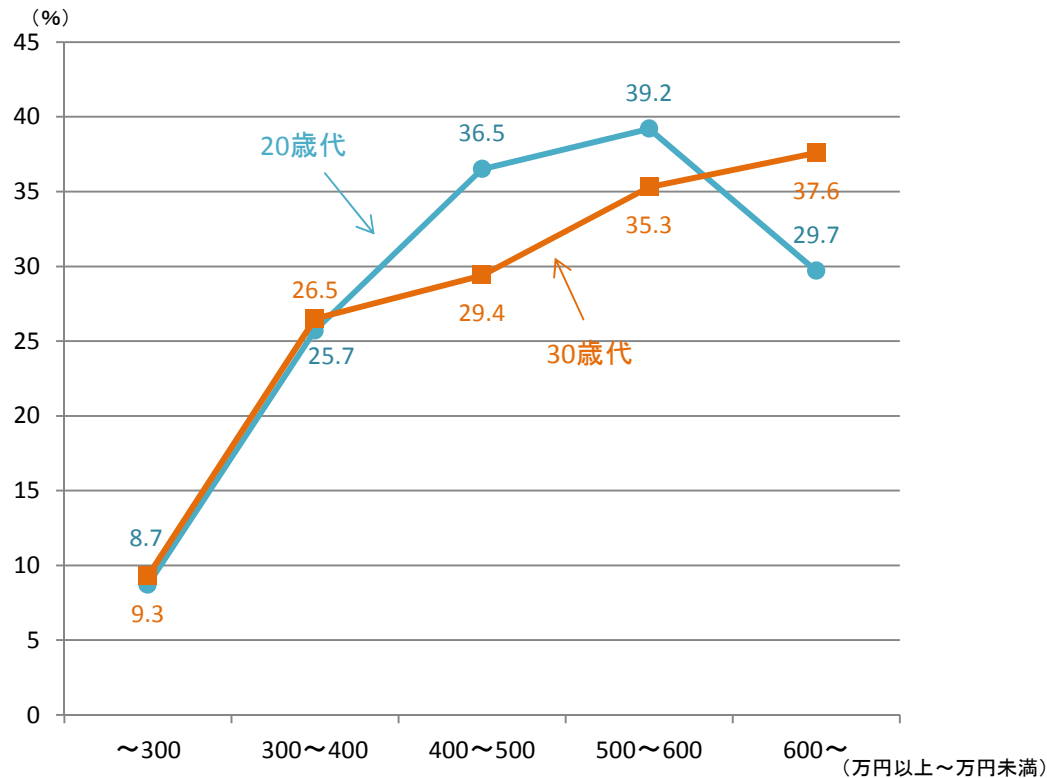
(注3)高齢者世帯は「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

(注4)若年世帯の年間収入階級1250万円以上については割合が少ないことから省略している。

年収と結婚の関係

- 20～30歳代の男性について年収別の婚姻状況を見ると、年収が300万円未満の場合、20歳代・30歳代ともに既婚率が10%を下回り、年収300万円以上の既婚割合（25～40%弱）と比較して、大きな開きがある。
- 結婚生活をスタートさせるに当たり必要だと思う夫婦の年収については、20～30歳代の9割以上が「年収300万円以上」と回答している。

年収別に見た20～30歳代男性の既婚率

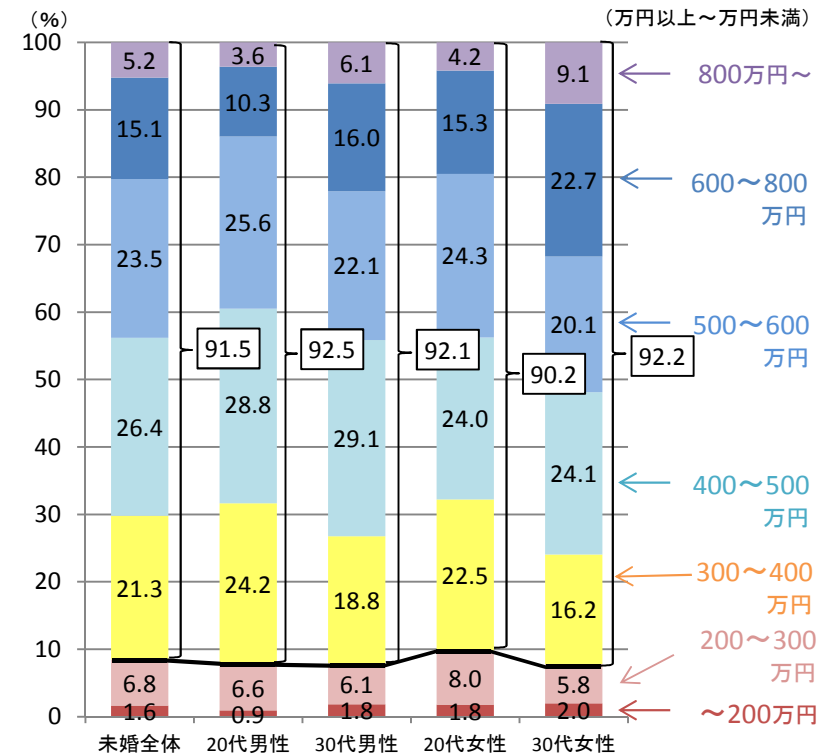


(出所)内閣府「結婚・家族形成に関する調査報告書」(平成22年度)

(注1) 20～30歳代の「未婚者」と同年代の「結婚3年以内の既婚者」のみを調査対象としているため、20～30歳代の「合計」は、20～30歳代の全体とは異なることに留意が必要。

(注2) 性別・年代・未既婚については、総務省「国勢調査報告」(平成17年)をもとにウエイトバック集計。

結婚生活に必要なと思う夫婦の年収



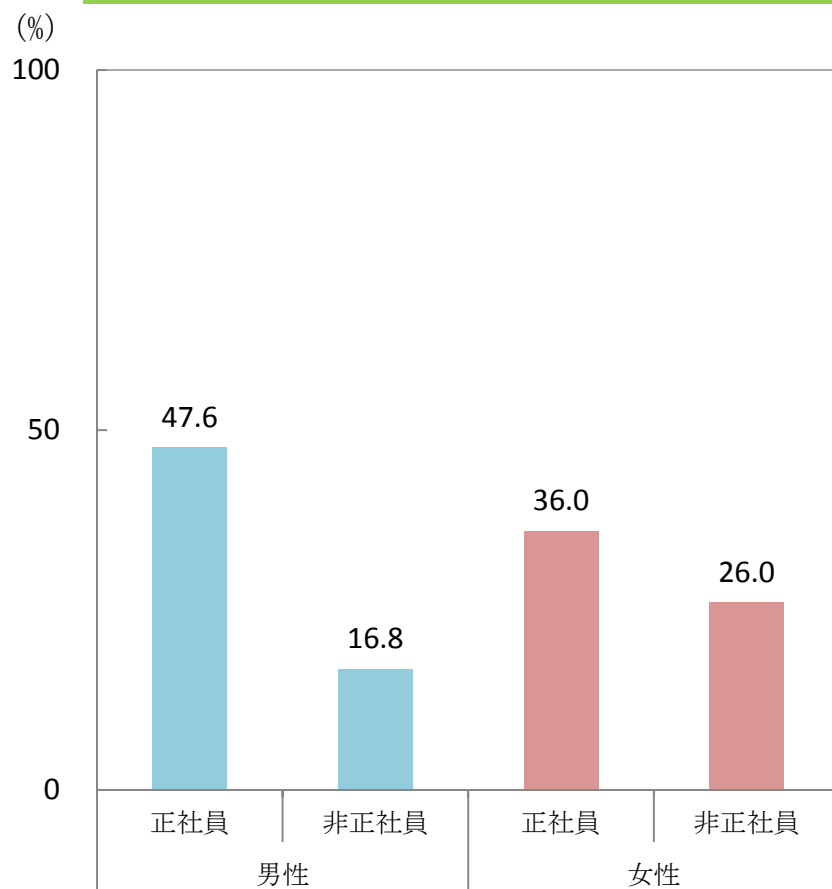
(出所)内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査報告書」(平成26年度)

(注)「収入は関係ない」「わからない」「無回答」を除いた割合。

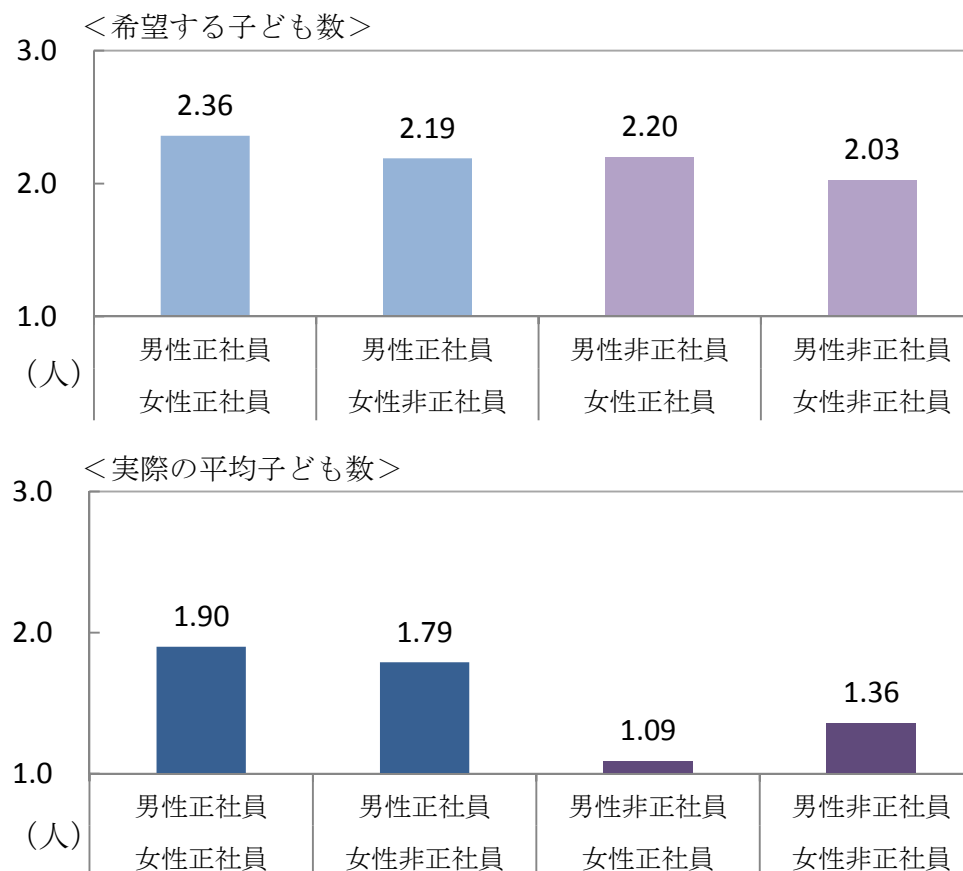
雇用形態別 結婚・出産の状況

- 非正社員は、正社員と比較して、結婚している割合が低い。
- 希望する子どもの数、実際の子どもの数ともに、男女双方が正社員の場合に最も多い。また、希望する子どもの数と実際の子どもの数の乖離は、特に男性が非正社員の場合に大きくなっている。

雇用形態別結婚状況



希望する子ども数、実際の平均子ども数



(出所)厚生労働省「労働経済の分析」(平成24年版) (原資料)厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」(調査対象期間は、左図は平成14年11月～平成22年11月、右図は平成22年11月時点)

(注1)本特別集計において、調査客体数確保の観点から、「正社員」とは第1回調査から第9回調査まで全調査で継続して正社員であるコーホートを、「非正社員」とは男性は第9回調査において非正社員であるコーホート、女性は第1回調査及び第9回調査において非正社員であるコーホート(ただし第2回調査において主に通学している者を除く)としており、男女間で定義が異なっていることに留意が必要。

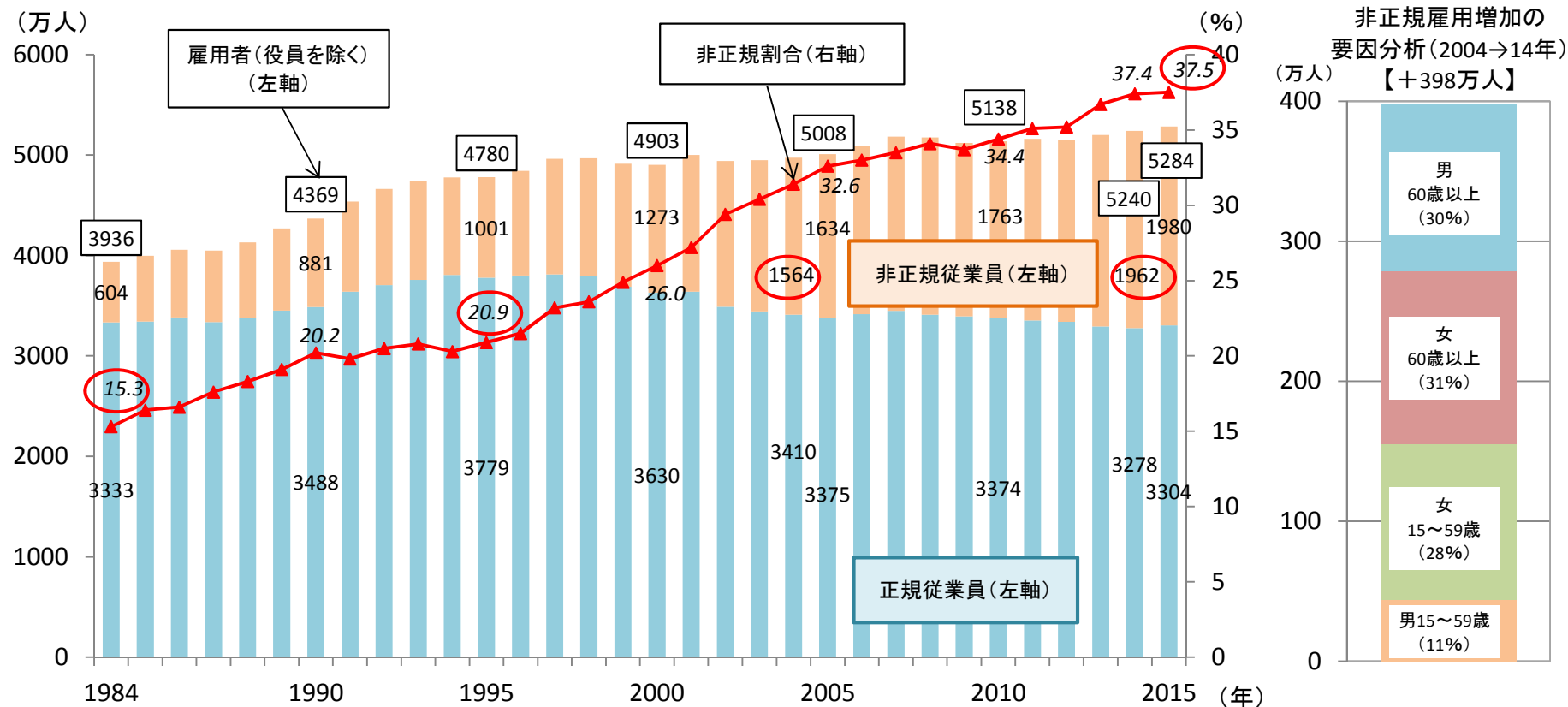
(注2)同一コーホート内の過去8年以内の結婚割合(左図)。

(注3)「男性非正社員、女性正社員」と「男性非正社員、女性非正社員」はそれぞれ客体数が11、28と少数であることに注意が必要である(右図)。

(注4)希望する子どもの数については、男性と女性の平均値をとっている(右図)。

正規・非正規雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性であるが、15～59歳の男性でも増加。



（出所）左図：2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」 右図：塩崎臨時議員提出資料「賃金・雇用情勢について」（平成27年4月16日経済財政諮問会議）

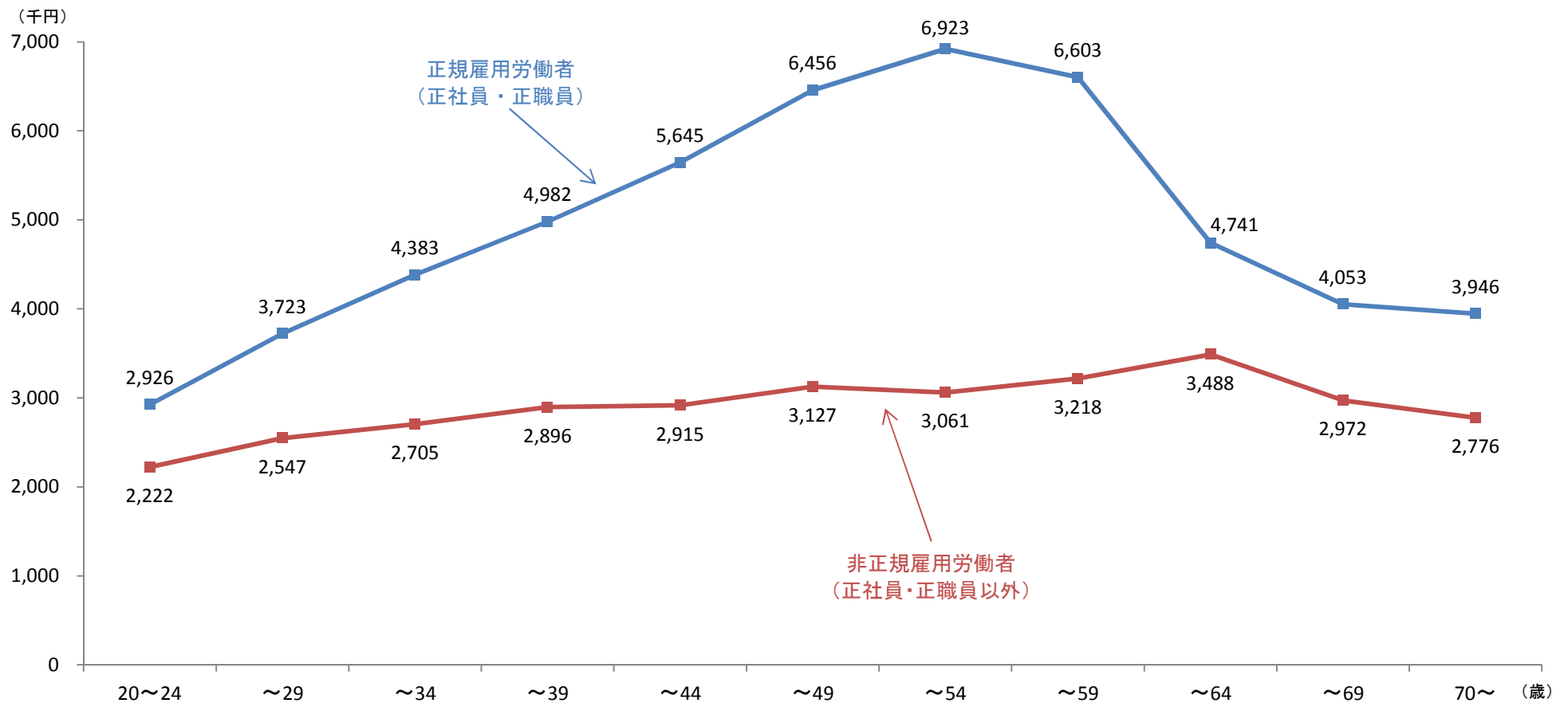
（注1）「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査（詳細集計）」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

（注2）2011年の数値は補完推計値を使用している。

（注3）「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

雇用形態別の年齢別賃金水準

- 正規雇用労働者は、長期雇用を前提とした「年功賃金」により、勤続年数に応じて賃金が上昇するのに対し、非正規雇用労働者は、年齢などによらない賃金体系となっている。
- 20歳代・30歳代の賃金を見ると、非正規雇用労働者の平均年収は、正規雇用労働者に比べて概ね6割程度の水準となっている。

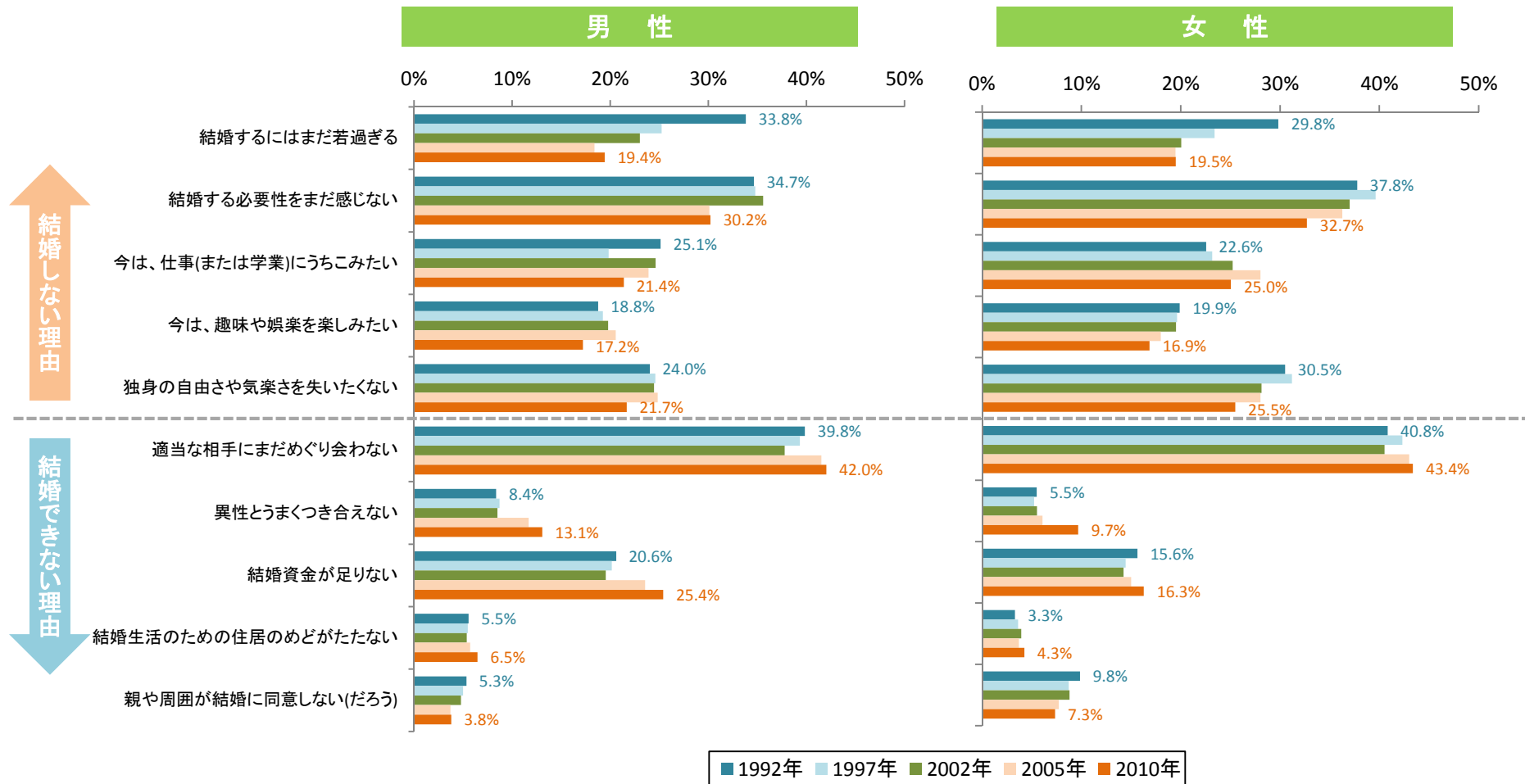


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成27年）

（注）賃金は、男性の「所定内給与額」に12を乗じて「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

独身でいる理由別未婚者の割合

○独身でいる理由のうち、結婚できない理由については、「適当な相手にまだめぐり会わない」「結婚資金が足りない」が多い。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

(注) 対象は18～49歳の未婚者。各項目を独身にとどまっている理由として選択(最大3つまで)した未婚者の割合を示す。

3. 所得税の構造の国際比較

日本の所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除

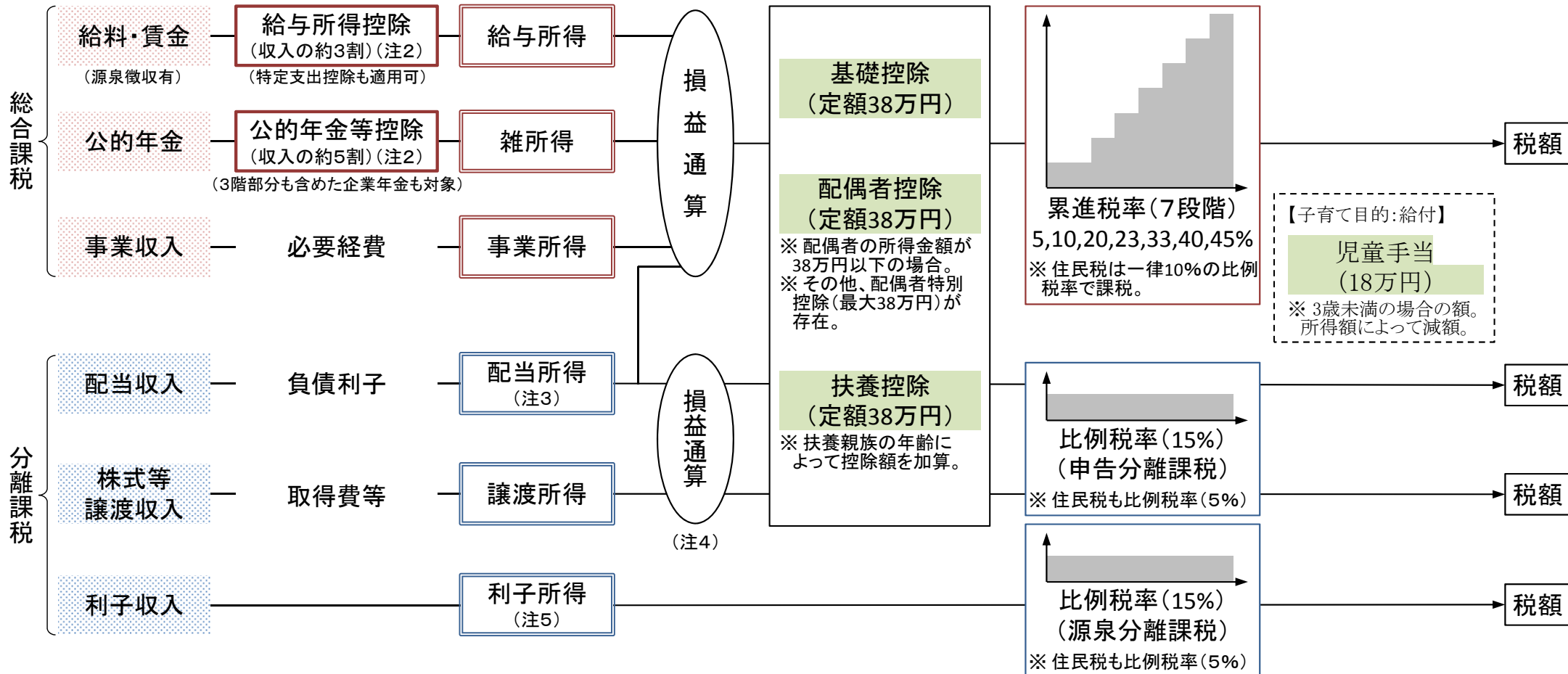
所得分類

損益通算

所得控除

税率構造(注6)

税額控除等



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可。また、損失額は他の所得金額と通算不可。

(注4) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

(注5) 平成28年1月1日以後、「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

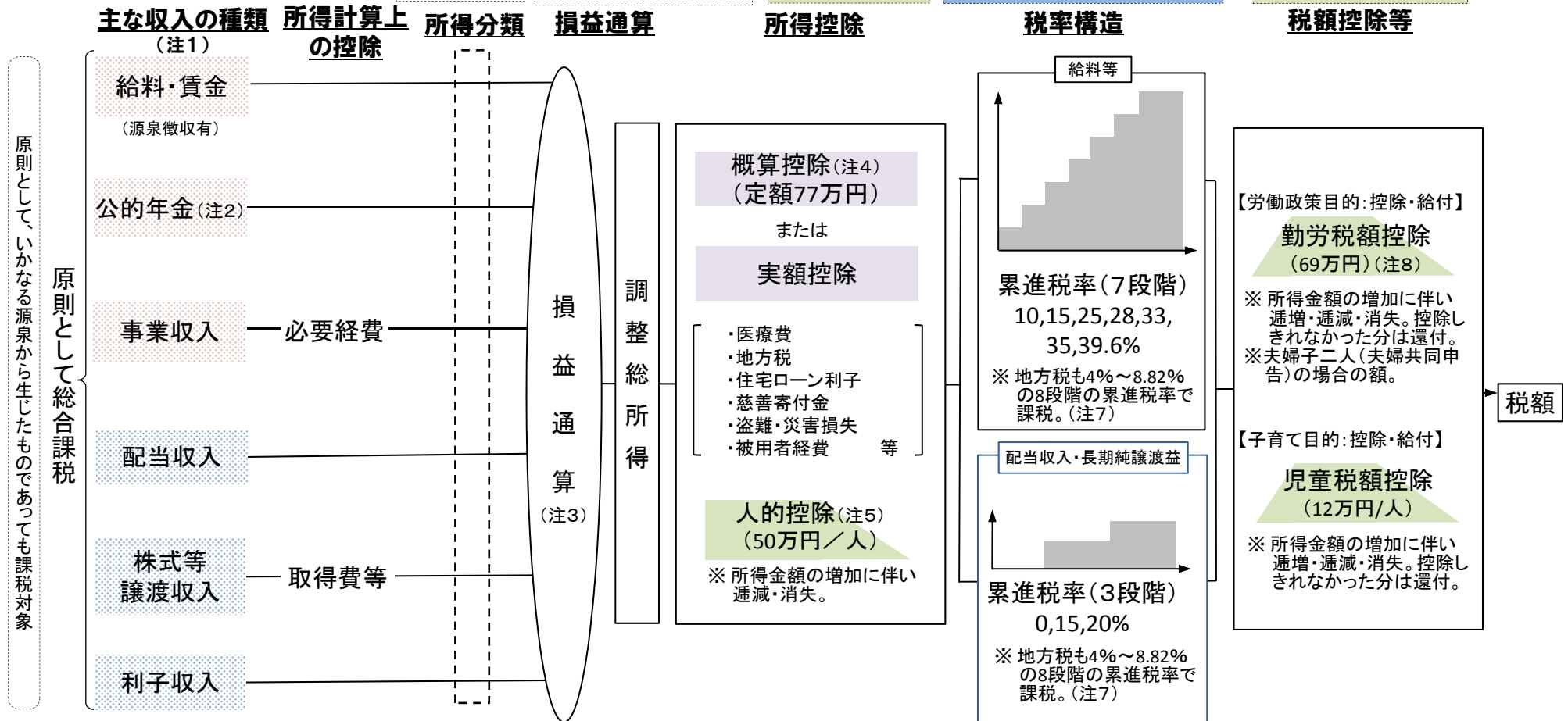
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=123円(基準外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。

(注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。

(注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。

(注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。

(注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。

(注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。

(注7) ニューヨーク州の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。

(注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等により適用される。

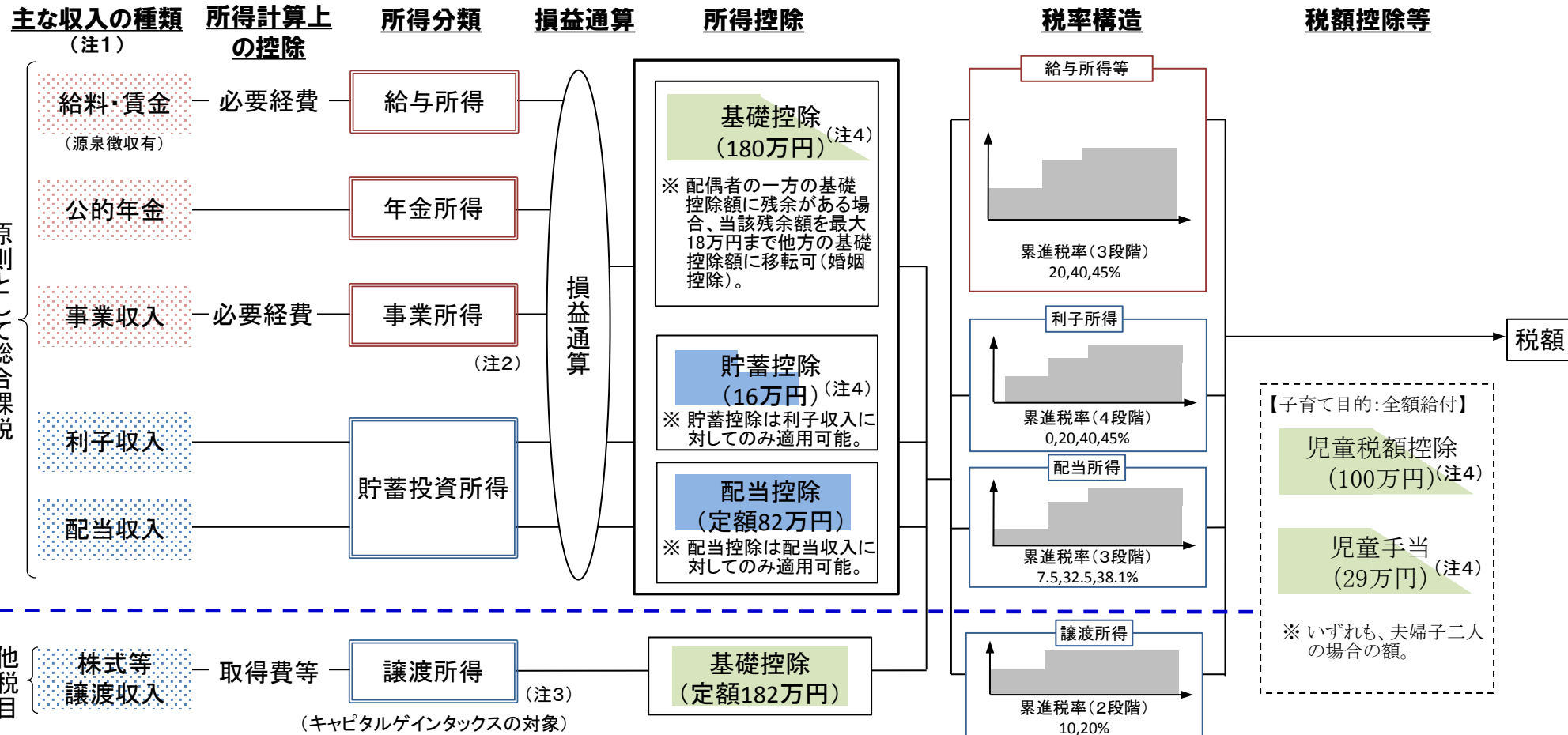
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。



原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=164円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)4月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。

(注3) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。

(注4) 基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、逡減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。

(注5) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

ドイツの所得税の構造(イメージ)

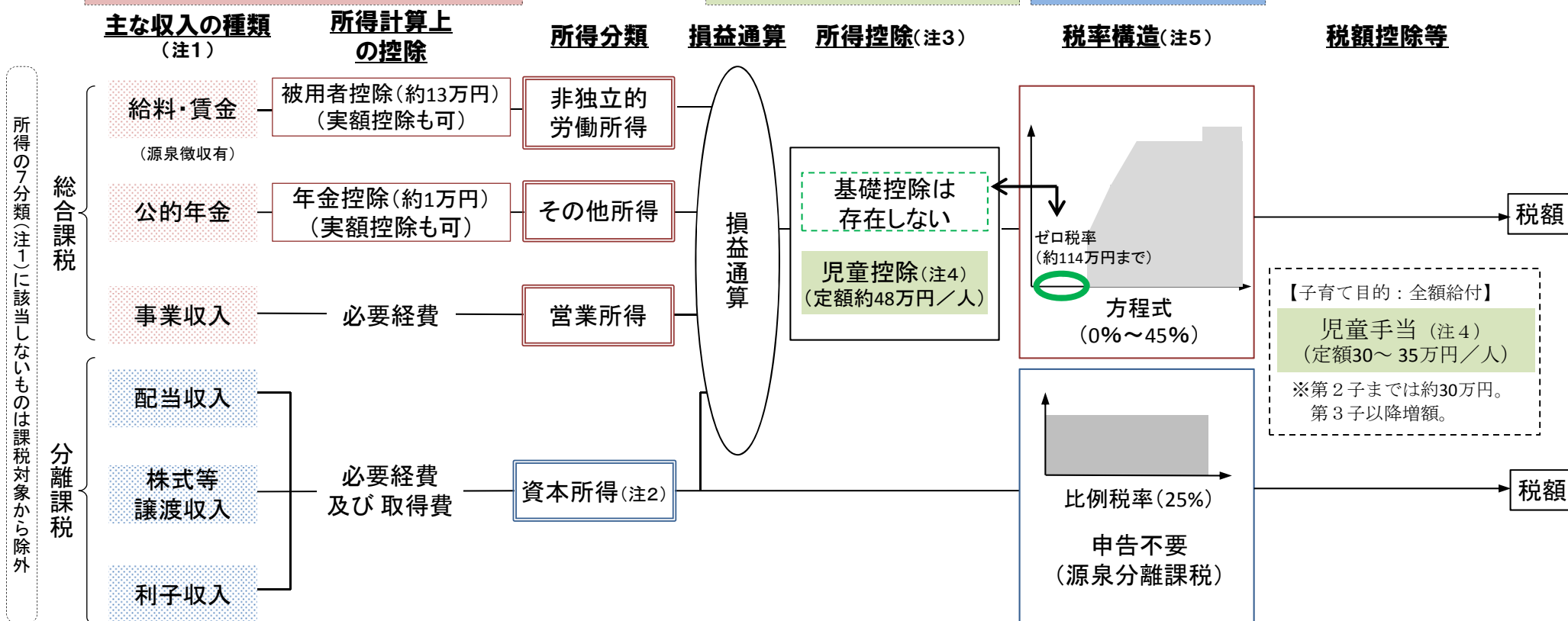
(2016年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては非課税。

(注2) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得8,652ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。

(注4) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。

(注5) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

フランスの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

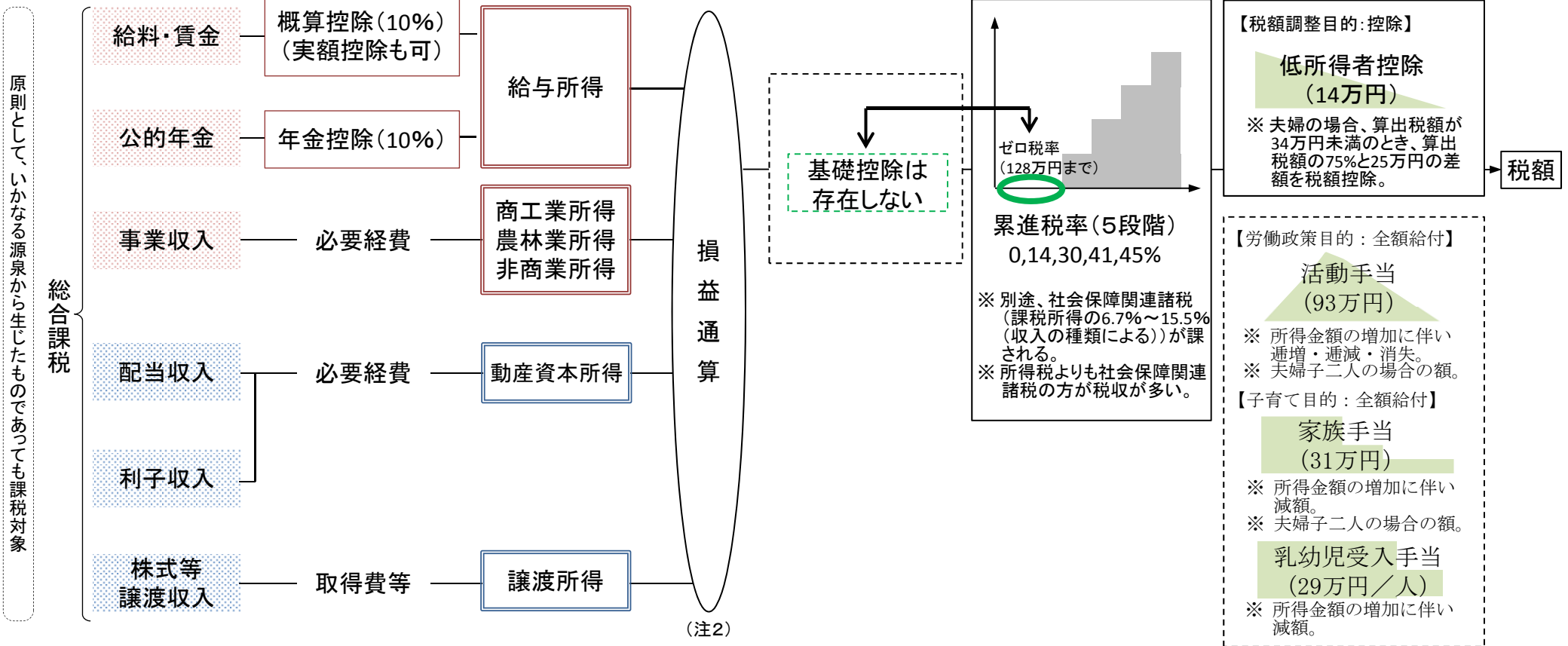
世帯単位課税 (N分N乗方式)

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

主な収入の種類 (注1) 所得計算上の控除 所得分類 (注1) 損益通算 所得控除 (注3) 税率構造 (注4) 税額控除等



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。

(注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得9,700ユーロ(128万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採っており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。

(注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

個人単位課税

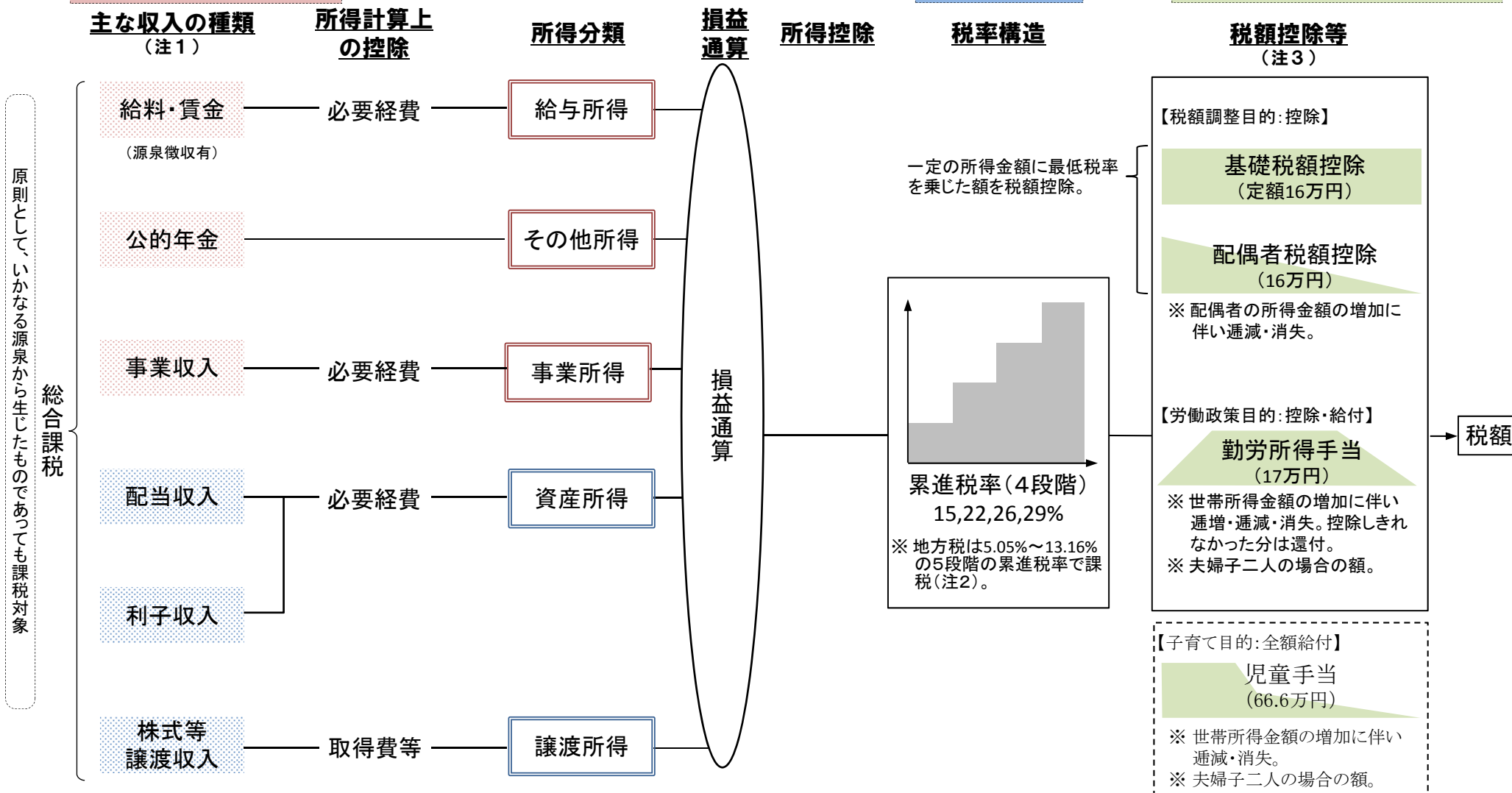
カナダの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=92円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、その他所得に分類。

(注2) オンタリオ州の場合。

(注3) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。

4. 就業調整を意識しなくて済む 仕組みの構築

配偶者控除の経緯

<配偶者控除の性格>

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高 38 万円、個人住民税：最高 33 万円）が設けられている。

配偶者については、かつては 1 人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和 36 年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。

<配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（所得税）>

	配偶者控除額	配偶者特別控除額
昭和 36 年		
37	〔扶養控除に代えて〕 90,000円 〔配偶者控除を創設〕	
38	100,000円	
39	105,000円	
40	110,000円	
41	120,000円	
42	130,000円	
43	150,000円	
44	160,000円	
45	170,000円	
46	180,000円	
〔当初〕	190,000円	
〔年内〕	200,000円	
47	〃	
48	210,000円	
49	240,000円	
50・51	260,000円	
52～55	290,000円	
56・57	〃	
58	(30万円) 〃	
59～61	330,000円	(昭和 62 年創設)
62	(38万円) 〃	(本人の所得要件)
63	〃	112,500円 800万円以下
平成元～6	350,000円	165,000円 〃
7	380,000円	350,000円 1,000万円以下
16～	〃	380,000円 〃
		(上乗せ部分の廃止)

- (注) 1. 上記の金額は平年ベースである。
 2. 58 年の () 書は、昭和 58 年分所得税の臨時特例法適用後のものである。
 3. 62 年の () 書は、昭和 62 年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

平成 12 年 7 月
政府税制調査会

一 個人所得課税

4. 課税ベースとしての所得

（2）課税最低限と控除

② 主要な控除

ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高 38 万円、個人住民税：最高 33 万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和 36 年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

その後、昭和 62・63 年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されています。

(中略)

配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まってきています。

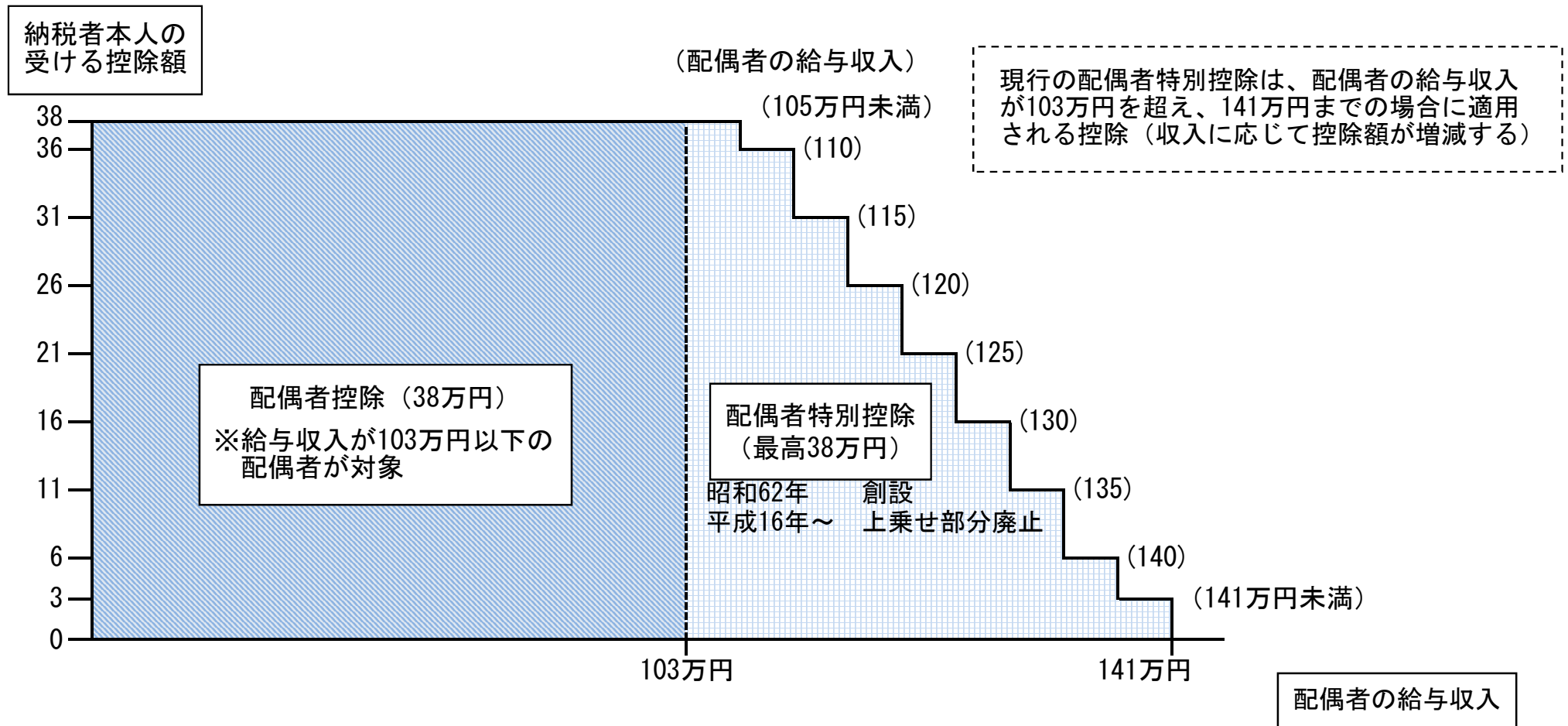
基礎的な人的控除が世帯構成員の数などに応じて納税者の税負担能力（担税力）を調整するための仕組みであることを踏まえると、配偶者を有する納税者への配慮として配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。

また、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています。

したがって、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除のあり方について検討を加える必要があると考えます。なお、その際には、消失控除の仕組みによる税引後の手取りの逆転現象への対応の必要性にも留意しなければなりません。

なお、配偶者控除等は現実には多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかとの意見もありました。

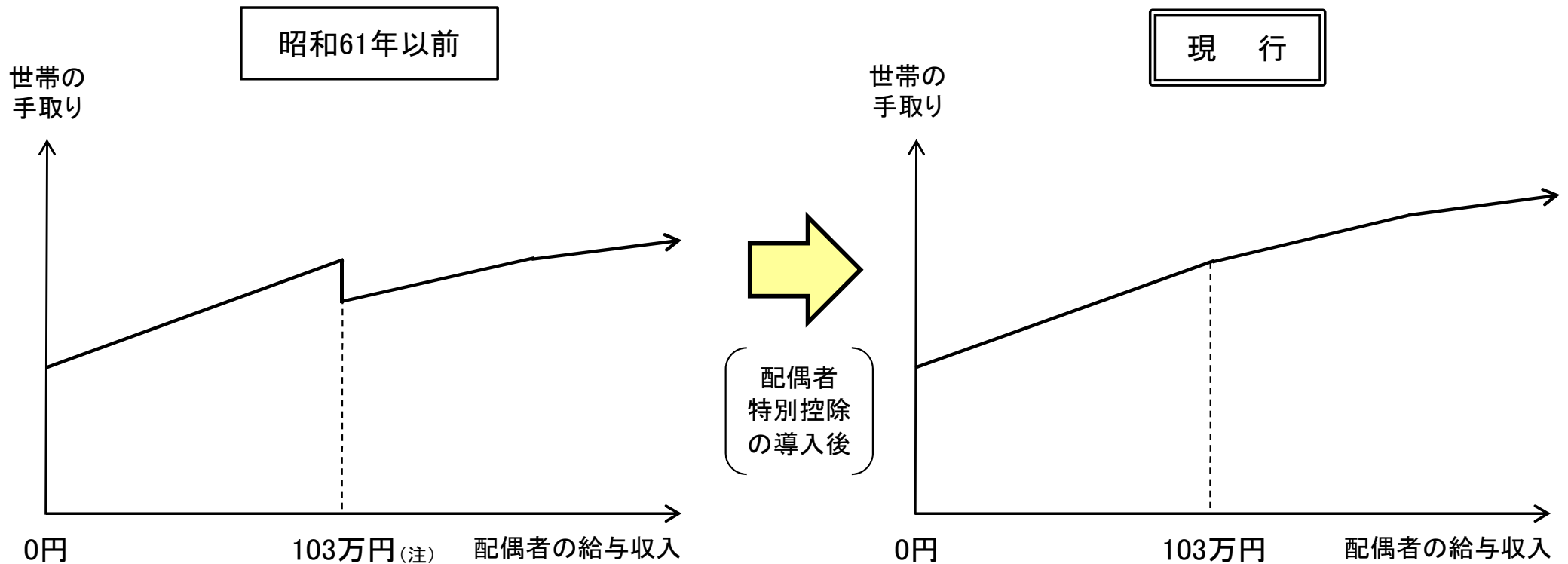
配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



※ 配偶者特別控除は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。

いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」等により作成)

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない			
76.5%	(90.3%)	[5.9%]	[94.1%]	(9.7%)	23.5%

(注1) () 内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[84.9%]	<25.8%>	<68.8%>	<5.4%>	[15.1%]

(注1) [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,885円
配偶者と子1人	19,893円
配偶者と子2人	25,418円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

現在提出中の法案による改正
(厚生労働省作成資料)

対応の方向性

- 平成28年10月の被用者保険の適用拡大(※)の施行以降の日から、適用除外とされた**500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能**とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)

※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

現 行

○週30時間以上

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月～)

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 501人以上の企業等
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

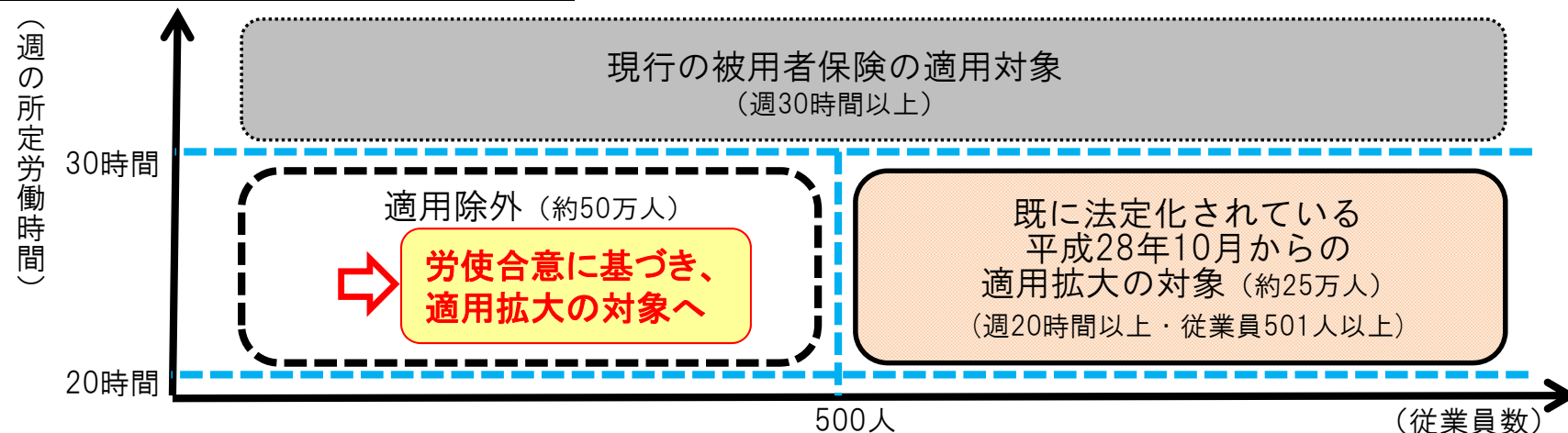
※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

500人以下の企業等にも適用拡大

左記①～④の条件の下、**500人以下の企業等**について、

- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- ・国・地方公共団体は、**適用とする**

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げや本人の希望を踏まえた労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施予定。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)